

議案第 19 号

羽生市営駐車場条例の一部を改正する条例

羽生市営駐車場条例（平成 7 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">羽生市営第 2 駐車場</td> <td style="border: 2px solid black;">羽生市中央 1 丁目 1 6 5 0 番</td> </tr> <tr> <td>羽生市営第 3 駐車場</td> <td>羽生市中央 1 丁目 2 5 6 0 番 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(駐車の範囲)</p> <p>第 3 条 <u>駐車場に駐車できる自動車</u>は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する自動車のうち普通自動車で、<u>次の各号のいずれにも該当するものとする。</u>ただし、<u>発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているときは、駐車することができない。</u></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(駐車の拒否)</p> <p>第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>駐車を拒否</u></p>	名称	位置	羽生市営第 2 駐車場	羽生市中央 1 丁目 1 6 5 0 番	羽生市営第 3 駐車場	羽生市中央 1 丁目 2 5 6 0 番 2	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽生市営第 1 駐車場</td> <td>羽生市中央 2 丁目 7 9 番</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">羽生市営第 2 駐車場</td> <td style="border: 2px solid black;">羽生市中央 1 丁目 1 6 5 0 番</td> </tr> <tr> <td>羽生市営第 3 駐車場</td> <td>羽生市中央 1 丁目 2 5 6 0 番 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(駐車の範囲)</p> <p>第 3 条 <u>駐車場を使用できる自動車</u>は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する自動車のうち普通自動車で、<u>次の各号に該当するものとする。</u>ただし、<u>発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているときは、使用することができない。</u></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(駐車の拒否)</p> <p>第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>駐車を拒否</u></p>	名称	位置	羽生市営第 1 駐車場	羽生市中央 2 丁目 7 9 番	羽生市営第 2 駐車場	羽生市中央 1 丁目 1 6 5 0 番	羽生市営第 3 駐車場	羽生市中央 1 丁目 2 5 6 0 番 2
名称	位置														
羽生市営第 2 駐車場	羽生市中央 1 丁目 1 6 5 0 番														
羽生市営第 3 駐車場	羽生市中央 1 丁目 2 5 6 0 番 2														
名称	位置														
羽生市営第 1 駐車場	羽生市中央 2 丁目 7 9 番														
羽生市営第 2 駐車場	羽生市中央 1 丁目 1 6 5 0 番														
羽生市営第 3 駐車場	羽生市中央 1 丁目 2 5 6 0 番 2														

することができる。

(1) この条例に違反し、又は係員の指示に従わないとき。

(2) その他市長が駐車を不相当と認めるとき。

(禁止行為)

第7条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に定めるほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(損害賠償)

第8条 使用者は、駐車場の施設及び設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、第三者に損害を与えたときは、その責を負わなければならない。

3 天災、火災、盗難その他の事由によって使用者が被った一切の損害に対しては、市は、その責を負わない。

別表（第4条関係）

区分	使用時間	使用料金
第2駐車場	午前10時から午後7時まで	無料
第3駐車場	午前5時から午前1時まで	1か月につき5,000円

備考

1 市長は、必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

2 第3駐車場を使用しようとする者は、使用する月の前月の末日までに使用料金を納入

することができる。

(1) この条例に違反し又は係員の指示に従わないとき。

(2) その他、市長が駐車を不相当と認めるとき。

(禁止行為)

第7条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前各号に定めるほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(損害賠償)

第8条 使用者は、駐車場の施設、設備をき損し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は第三者に損害を与えたときには、その責を負わなければならない。

3 天災、火災、盗難及びその他の事由によって使用者がこうむった一切の損害に対しては、市は、その責を負わない。

別表（第4条関係）

利用区分	使用時間	使用料金	納入方法	備考
第1駐車場	無料 午前10時から午後7時まで	—	—	1市長は必要があるときは、使用時間を変更するこ
第2駐車場	無料 午前10時から午後7時まで	—	—	
第3駐車場	有料 午前5時から午前1時まで	1月につき5,000	利用する月の前月の末日ま	

するものとする。

			円	でに納とが 入するでき ものとのる。 する。
--	--	--	---	---------------------------------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明